

岡山大学SDGs推進本部の設置に関する規程

〔平成30年2月28日〕
〔岡大規程第9号〕

改正 平成31年3月29日規程第64号

（設置）

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に、本学のSDGs達成の観点を取り入れた大学運営を進めるとともに、地域及び国際社会とのより一体的なパートナーシップ構築のための取組を推進することを目的として、岡山大学SDGs推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（業務）

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 SDGsの達成に貢献する本学の活動の推進に関すること
- 二 地域、国際社会等とのパートナーシップ構築に関すること
- 三 その他次条に定める本部長が必要と認めた業務

（本部長）

第3条 推進本部に、本部長を置く。

- 2 本部長は、学長とする。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、その業務を総括する。

（副本部長）

第4条 推進本部に、副本部長を置く。

- 2 副本部長は、企画・評価・総務担当理事とする。
- 3 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（運営会議）

第5条 推進本部に、第2条に掲げる業務に係る事項を審議するための岡山大学SDGs推進本部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 本部長
 - 二 副本部長
 - 三 理事
 - 四 その他本部長が必要と認める者
- 3 本部長は、運営会議を主宰し、その議長となる。

（企画会議）

第6条 運営会議に、推進本部から諮問された事項を検討し企画・立案するための、岡山大学SDGs推進企画会議（以下「企画会議」という。）を置く。

2 企画会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 本部長が指名する副理事
- 二 社会連携担当（特命）副学長
- 三 海外戦略担当（特命）副学長
- 四 本部長が指名するUR A
- 五 地域総合研究センター長
- 六 総務・企画部長
- 七 その他本部長が必要と認める者

3 本部長が指名した副理事が、企画会議を主宰し、その議長となる。

（事務）

第7条 推進本部に係る事務は、総務・企画部社会連携課において処理する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。